

Q & A ネット社会を生きるためのやさしい著作権

第3回

西村あさひ法律事務所 弁護士 寺田 光邦

今回は、「①著作物を、②著作者等の権利を害する行為で利用する場合」に、著作権者の許諾が必要になるという原則を踏まえた上、先生方に関係が深い著作権法上の例外的な規定について解説を行わせて頂きました。最終回となる本稿においては、日常生活に一番関係が深いと思われる「私的使用のための複製」の例外規定を解説させていただきます。また、これに絡んで違法ダウンロードについて解説させていただきます。

本稿においても、具体的な質問に答える形で解説を行います。本稿で出てくる質問は、実際に先生方が生徒より質問を受けることがあり得る質問又は生徒が巻き込まれる可能性のある事項に関する質問かとも思われますので、是非、ご自身のご理解を今一度ご確認頂ければ幸いです。

1. 私的使用のための複製 (30条1項)

Q-1 自分で楽しむためにテレビドラマを自宅のレコーダーで録画することはなぜ著作権侵害にならないのですか。

日常的に誰しもが行ったことのある行為ではありますが、テレビドラマは著作物であり、テレビドラマを録画することは、著作物を複製する行為となりますので、著作権法上は、原則として著作権者の許諾が必要な行為となります。

しかしながら、このような結論がおかしいことは感覚的にわかりになるかと思われます。テレビ番組の録画以外にも、例えば、気に入った歌詞を備忘のために自分のノートに書き留める行為や絵の練習のため絵画を模写する行為等、日常生活で行われるあらゆる行為についても、著作権者の許諾を要することになり、通常の日常生活を行うことが困難となります。また、このような結論は、著作権法が目的とする文化の発展を害することになるとも言

えます。一方、個人で行われる複製行為であるならば、小規模かつ完成度の低い複製であるため、著作権者の経済的損失は微々たるものと考えられていました。

そこで、著作権法は、私的使用のための複製行為を、著作権法30条1項の定める以下の条件を満たす場合、著作権者の許諾を得ずに行うことを認めています。

著作権法30条1項が定める条件

- ①私的使用（個人的な使用又は家庭内などの限られた範囲での使用）を目的とすること
- ②使用する本人が複製をすること
- ③不特定多数の者が使える自動複製機器（但し、文書図画用の複製機は除く）を用いないこと
- ④技術的保護手段（コピープロテクション）を解除しての複製でないこと
- ⑤著作権を侵害するインターネット配信と知りながら音楽や動画をダウンロードするものでないこと

Q-1のようなテレビドラマの録画は、通常、上記①乃至⑤の要件を満たしますので、著作権者の許諾無く、テレビドラマを録画することができます。

2. 私的使用のためのダウンロード

(1)私的使用とダウンロード

Q-2(1) 自分で楽しむためにインターネット上のテレビドラマをダウンロードすることは著作権侵害にはならないのですか。

それでは、著作権者の許諾なくテレビドラマをダウンロードすることは許されるのでしょうか。

この場合、著作権法30条1項の条件、特に⑤の条件を満たすか否かが問題となります。テレビドラマがそもそも適法に配信されている場合、又は違法に配信されていたとしても、そのテレビドラマが違

法に配信されていたものであることを知らなかった場合、著作権法 30 条 1 項の適用を受ける事ができます。この⑤の条件は、インターネットの急速な普及に伴い、音楽や映像分野の著作物の違法複製が極めて多く流通している現状に鑑みつつ、違法な配信と知らなかった利用者の保護に配慮するため、平成 21 年の著作権法改正により新設された条件です。

(2)違法ダウンロードと刑事罰 (119 条 3 項)

Q-2(2) それでは、インターネット上で違法に配信されたテレビドラマを違法に配信されたものと知って自分で楽しむためにダウンロードした場合、刑事罰の対象になるのですか。違法に配信されたテレビドラマを閲覧しただけの場合にも、刑事罰の対象になるのですか。

平成 24 年の著作権法改正により、私的使用の目的であっても、違法ダウンロードが刑事罰の対象となりました。すなわち、著作権法 119 条 3 項により、①私的使用の目的をもって、②有償著作物等について、③著作権又は著作隣接権を侵害するインターネット配信と知りながら、④ダウンロード（録音又は録画）を行った場合には、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金（場合によっては、懲役と罰金の双方）が課せられます。

このように、刑事罰の対象は②有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの）のダウンロードに限定されています。よって、**Q-2(2)の場合も**、ダウンロードしたテレビドラマが、DVD 等で販売されていたり、有料でインターネット配信されていたりした場合には、刑事罰の対象となります。しかし、単にテレビで放送されただけで、有償で提供されていない場合、ダウンロードしたテレビドラマは②有償著作物等では無いので、刑事罰の対象とはなりません。（しかし、**2(1)**に記載したとおり、テレビドラマが違法に配信されたものだと知ってダウンロードする場合には、私的使用のための複製の⑤の条件を満たしませんので、著作権法上違法な行為であることに変わりはありません。）

また、刑事罰の対象となる行為は、④ダウンロード（録音又は録画）であるため、違法に配信されたテレビドラマを閲覧しただけの場合は、「録音又は録画」を行っていないので、刑事罰の対象となりません。なお、動画投稿サイトにおける動画の閲覧については、閲覧するに際してキャッシュが作成される（「録音又は録画」が伴う）場合がございますが、このキャッシュの作成に関しては、著作権法上、著作権侵害にはならないとされており（47 条の 8 参照）、③「著作権又は著作隣接権を侵害する」の条件を満たさず、刑事罰の対象となりません。

以上の私的使用のための複製と違法ダウンロードの問題は、上記のとおり「個人で行われる複製行為であるならば、小規模かつ完成度の低い複製」と考えられていたものの、インターネットの急速な普及に伴って生じた問題に対応するため制約が加えられたという時代の変化を象徴する一事例かと思われま

す。このように、現在、以前は想定もしていなかった法的問題が生じております。このような法的問題に巻き込まれることを未然に防ぐ一つの方法は、今一度、この行為はなぜ許されるのか（著作権問題の場合「なぜ他人の財産たる著作物の利用が許されるのか」）を考え、理解することであるかと思われま

す。字数の都合もあり、著作権法のわずか一部しか解説できませんでしたが、この 3 回の連載が先生方の著作権法の理解の一助となれば幸いです。